

西欧中世文書の史料論的研究：平成21年度研究成果 年次報告書

岡崎，敦
九州大学大学院人文科学研究院：助教授

ディルケンス，アラン
ブリュッセル自由大学：教授

丹下，栄
下関市立大学経済学部：教授

大浜，聖香子
九州大学大学院人文科学府：大学院生

他

<https://hdl.handle.net/2324/1932628>

出版情報：2010-03
バージョン：
権利関係：

カロリング帝国における政治コミュニケーション —文書形式学への視点—

マーク・メルジオフスキ
(梅津教孝訳)

カロリング家は、フランク王国において、自分たちが宮宰として仕えていたメロヴィング家にとって代わり、東フランク王国では751年から911年まで、また西フランク王国では987年まで、王として統治いたしました。カロリング期の文書は、文書形式学が長期にわたって関わってきたテーマであります。科学的な文書形式学の祖でありますドン・ジャン・マビヨン Dom Jean MABILLON は、1681年に刊行された基本的な作品『古文書について 6巻』*De re diplomatica libri VI*の中で、西フランクの君主の証書をすでに詳細に論じました。アルトドルフの教授でありましたヨハン・ホイマン・フォン・トイチェンブルン Johann Heumann von TEUTSCHENBRUNN は、1745年と1753年に、カロリング期の文書に関する書物を2冊上梓し、東フランク王国の文書に対してもマビヨンより集中的に論じました。それからテオドア・ジッケル Theodor SICKEL は、1860年代にカロリング期の証書を素材として、まず『文書形式学論集』*Beiträge zur Diplomatik*で、次いで1871年には『カロリング王・皇帝事蹟』*Acta regum et imperatorum Karolinorum*で文書形式学を発展させました。これが、近代文書形式学の始まりであると言えましょう。20世紀になりますと、君主たちの文書が近代的なエディションとなって出版されました。これらのエディションには、ドイツの『モヌメンタ・ゲルマニアエ・ヒストリカ』*Monumenta Germaniae Historica*の証書の部 *Diplomata* に収められている、843年の帝国分裂までの初期カロリング王文書や、東フランク、ロートリンゲン、ブルグントの君主の文書、フランスの『フランス史に関する文書と証書』*Chartes et dipômes relatifs à l'histoire de France* に収められている西フランク王国や、アキテーヌそしてプロヴァンスの君主たちの文書、またイタリアの『イタリア歴史史料集』*Fonti per la storia d'Italia*の中のイタリア王の文書などがあります。今日ではルートヴィヒ敬虔帝の文書を除けば、カロリング期の全ての文書は、良質なエディションで出版されています。それでも私は十年以上前に、カロリング期の文書のあり方に関する基本的な研究を始めようと思いを固めました。当時私はペーター・ヨハネク Peter JOHANEK の指導の下に、カール大帝の息子で、814年から840年まで統治をしていたルートヴィヒ敬虔帝の証書のエディション作成に携わっていたのですが、この重要な文書のエディションのための仕事は、多数の疑問を投げかけるものであると確信しました。そしてこれへの答えはエディション作成の射程をはるかに越えるものであり、同時に、現代の中世初期研究の今日的なテーマに寄与することができると確信したのです。

ドイツおよび国際的な研究において、1980年代以降新しい問題が提起されました。多くの議論は、国家であることという要素の根本的な見直しへと収斂しました。伝統的な国制史に代わって、従来あまり顧みられることのなかった一連の要素が見られるようになりました。とりわけ、政治的な決定や法手続きの陰にあった利害の衝突、調整や合意のメカニズムなどがそれです。まさに紛争においては、しばしば定義するのが困難なこれらの要素がはっきりと現われ、それゆえに、紛争と紛争調停について、ここ数十年の多くの研究が行なわれてきたのです。

国際的な中世研究の新しい関心の中心は、公的なコミュニケーションの形、すなわち、王の宮廷で多様な行為と共に行われている君主と役職者や被支配者たちとの間の相互作用、および、これらの基礎となっている規則に従った行動様式と規範との相互作用へと移りました。単に中世初期研究のみに限定されない新しい文化史的な流れの中で、ミュンスター歴史家ゲルト・アルトホフ Gerd

ALTHOFF は「表象を用いたコミュニケーションの歴史」を、そこでの彼の同僚ハーゲン・ケラー Hagen KELLER は「支配の実現のための手段と方法」を求めました。これらの研究の過程で、文書もこれまでも増して再び研究の焦点に入ってきました。文書へのアクセスは新しい方法へとつながりました。長いあいだ単なるテキストとしてしか見られてこなかった証書は、異なる視角のもとで、今やまったく別のものとして見られるようになったのです。例えばハーゲン・ケラーは「証書を、王が臣下と交わすコミュニケーションにおける『統治権の表象』と見なしたのです。

この興味深く新しい試みには、しかしながら非常に多くの問題がありました。特に、これまで作られてきた文書のエディションは、証書を何よりもテキストとして表わしていたのですが、これは理由のないことではありませんでした。テオドア・フォン・ジッケルが文献学の伝統の中から現われたこと、彼が多くの年月を、早くに死んだ彼の父親の戦友であり有名な文献学者でもあったカール・ラッハマン Karl LACHMANN の家で過ごしたこと、そして、ジッケルの文書形式学にとってラッハマンのモデルの影響力が非常に強く、そのためジッケルはまず彼が作ったオットー朝の文書のエディションの校正刷りの際に、ラッハマンが用いていた「原本」Archetypus という言葉をオリジナルという概念で置き換えてしまったことなどは、いまだにほとんど顧慮されていないのです。デジタル化が進むようになった今日、ようやく君主の証書の図像にアクセスすることが容易になりました。

今日の研究にとってはまさに、文書のテキスト以上のことが必要です。19 世紀そして 20 世紀の文書形式学の中心には文書のエディションがあり、それに伴って、文書をテキストとして見る見方がありました。いわゆる外層は真正性批判のための最も重要な基準を提供しましたが、メディアとしての文書の働きに対する関心は僅かなものでした。しかしながら、フランツ・デルガー Franz DÖLGER あるいはハインリヒ・フィヒテナウ Heinrich FICHTENAU といった文書形式学者たちがこのことを常に意識していたということは、常に強調しておかなければなりません。1980 年代そして 1990 年代における新しい問題は、まさに古い獣皮紙のところへ持ってこられたのです。スイス出身のマールブルクの歴史補助学者ペーター・リュック Peter RÜCK は 1980 年代ないし 1990 年代に、芸術作品としての文書を喧伝し、文書をポスターと見なしました。1996 年に彼は「王による図像レポート」Bildberichte vom König という論文を発表しましたが、その中では、クリスモン、モノグラムそして下署記号といった記号がもつ精神的・神学的な次元の深みを探り、文書のいわく言い難い性質、すなわち、当時これを見た人たちに及ぼした理解し難い作用を描き出そうとしました。リュックによれば、十字のしるしは天国の門のように文書の中で開いていたのです。彼が個人的な会話ですでに「つまらない文書形式学」Dummdiplomatik といって罵倒していた「伝統的な」文書形式学に対してあからさまな反対をする中で、彼は目標をはるかに越えて行き、証明可能性をはるかに越えて、当時の人たちが文書の中に見ていた、いわく言い難いものを説明することで、歴史補助学を一般の人には分からないものにしてしまいました。多くの点でペーター・リュックは幻想的であり、彼のまいた種は、ハーゲン・ケラーのような研究者にも影響を及ぼしました。

歴史家による文書の再発見に関して、いま一つ申し述べさせて頂きたいと思います。文書形式学者としては、状況が逆説的であると感じざるをえません。すなわち、文書に対する関心には疑いの余地はありません。1980 年代そして 1990 年代に流行していたシュリフトリヒカイトの歴史の流れの中で、すでに文書は大きな注目を浴びていました。現在流行している祭式や儀式およびメディア史への取り組みは、この展開を一層推し進めたのです。それにもかかわらず、歴史補助学の講座や開設は、まさに同僚たちによっても喜々として「処分されて」います。いやむしろ、ドイツやオーストリアの大学では、節約と、表向きは個性化という流れの中で切り離されていると言うべきでしょう。ゲッティンゲンやマールブルクなどの文書形式学の中心地は、この十年間に節減の対象にな

りましたし、ミュンヘンには大鉈がふるわれました。基礎研究は、そして一層ひどいことに歴史補助学は、現代の学問的営為においては致命的になりかねない、実証主義に対する全体的な懐疑の中にあります。

文書形式学的な研究、すなわちレゲスタやエディションは基礎研究であり、これらは短期的な計画や異分野にまたがる論文集といった現代の学問世界には適合しません。現代の文書形式学に対する知識の欠乏ということの中に、文書に関して現在流行している多くの研究の弱点も求められるのです。文書形式学は多くの場合まったくまとめられておらず、そのような研究の文書形式学上の知識の水準はしばしばあまりにも乏しいのです。その中核において120年以上も経っているハリー・ブレスラウ Harry BRESSLAU の文書形式学教本 *Handbuch der Urkundenlehre* が、今なお現在の研究水準と見なされているのです。

現代の研究に対する疑問とペーター・リュックの新しい接近方法から出発し、そしてルートヴィヒ敬虔帝の証書のエディションのために集められた素材へアクセスして、私はドイツ学術振興会の1998年から2002年までの奨学金を用いて、教授資格論文を計画しました。その最初の成果が、2002年の「特権と受給者。カロリング期における政治コミュニケーションと文書実践」*Privileg und Empfänger. Politische Kommunikation und Urkundenpraxis in der Karolingerzeit* という論文で、これは教授資格論文として、ミュンスターのヴェストファーレン・ヴィルヘルム大学に受理されました。この論文は、モヌメンタ・ゲルマニアエ・ヒストリカとその理事長でありますルードルフ・シーファー Rudolf SCHIEFFER 博士の寛大な助成のお陰で、2003年から2008年にかけて根本的に書き直し、大幅な増補をすることができ、もうすぐ出版されます。

私の始まりは文書形式学的なものでありました。私の入り口は、オリジナルを新たに研究することでした。私は、オリジナルの君主文書、オリジナルの教皇文書、ビザンツやアストゥリアス・レオンの君主文書を新たに研究しました。しかし君主文書に限定することなく、オリジナルの私文書も考慮の対象に入れました。オリジナルの研究と並んで、私は研究の第二の柱として文書実践を立てました。オリジナル、文書自体のテキスト、歴史叙述や文書の伝来に基づいて、その時代の文書作成のイニシアティブ、成立、起草、実際の作成そして利用についての問題を立てました。また文書管理実践にも光が当てられなければなりません。

カロリング期のオリジナル文書および文書実践の研究が意図しているものは、中世初期研究における今日的な問いである、君主の意図、コミュニケーション、そして統治実践について、現代の文書形式学の方法の助けを借りて旧来の史料を新たに整理し、場合によってはさらに新しい史料を開拓することです。従いましてこれは本来の文書形式学の仕事ではありません。「真偽の弁別」*discrimen veri ac falsi*、すなわち、あらゆる文書形式学的研究の核となる課題であります真正性批判は、中心的課題ではありません。そのかわりに、私は一連のメタ文書形式学的な仕事の中に自分自身を置き、文書素材に基づく文書形式学を手段として、流行のテーマであります政治コミュニケーションのための知見を得ようと思っています。本日の研究会では、私はこの研究の一部を詳しく紹介し、その上で、オリジナルから見出されるものにスポットライトをあてたいと思います。

ここで私がオリジナル一般について語るのには十分な理由があります。なぜならば、私は君主文書や教皇文書と並んで、聖俗諸侯のオリジナル文書をも考察してきたからです。

最初の取り掛かりは君主文書の研究でした。これらの文化遺産に対する長く著名な文書形式学的な研究はあるのですが、それでも新しい研究は必要でした。これ以前の文書形式学的な研究は、外観を選択的にしか利用してきませんでした。すなわち、それが真正性批判を容易にするのに役立つ限りにおいてということです。この利用がいかに選択的であったか、そして現在もそうであるかは、一つの明白な事実が示しています。それは、今日にいたるまで、フランク期の王文書に用いられた

草書体に関する包括的な古書体学的研究が存在していないということです。この問題が例えば、いまだに最終的に解決されていない、カール大帝がサン・ドニ修道院に対して発給したある初期の証書の真正性の問題について決定的であろうと思われるにもかかわらずです。コミュニケーションの手段としての文書に関する問題の中では、次のような問題がまず立てられます。君主文書はその外観において、8世紀後半から10世紀初頭にかけてどのような変化をこうむったのか、そして、その原因としては何が挙げられ得るのかということです。次のように問うことが必要です。すなわち、ハーゲン・ケラーが特にこのことについて声を大にして言っていたのですが、形式上の外観および様式化の度合いの変化は、政治的な状況によって規定されたことの表現であると直接に見なすことができるのか、そしてこの変化したコミュニケーション手段の機能は総体としてどのような役割を演じていたのかということです。

オリジナルの君主文書の徹底的な検討によって、以下のような結論にたどりつきました。カロリング期においては、カロリングの君主文書の母型の形成は、メロヴィング期の君主文書と宮宰文書とに由来するというものです。初期のカロリング期の君主証書には、ふたつのタイプが融合していました。すなわち、横長フォーマット、1行目にあるエロンガータと呼ばれる縦長の書体、そして文書の末尾定式部などの外観は、メロヴィング期の君主文書から、一方、十字による認証形式は私文書から取られていたのです。カロリング期の君主文書の母型の形成はすでにピピンのもとで始まり、カール大帝の時に完成しました。カールは君主による認証のために十字に代わってモノグランマを導入しましたが、これはおそらく文字を書くことのできないような子どもがメロヴィング王になった時に使っていたモノグランマへの回帰、そしてまた恐らくは、イタリアあるいはビザンツの影響によるのかも知れません。この新しい母型を描写するなら次のようになるでしょう。フォーマットは横長から正方形まで、文書は獣皮紙の片面に書かれて冒頭にクリスモンをもち、1行目はエロンガータ、本文は文書用草書体で書かれ、空いたスペースには左にモノグランマをもつシグナム行、右側には認証記号と印璽のある認証行、そして下の余白には文書を締めくくる日付行。この母型の変更は一定の秩序に基づいて行なわれていたようです。例えば、ある要素を取り除くことで文書の格が低くされたり、別の要素を付け加えることで高められたりしたのです。783年から790年の間に、カール大帝の文書局においてそれまでまったく異なる方法で埋められていた母型が、規範へと発展させられています。母型は枠組みを与えますが、これに対して規範は、構成要素とその表現の方法をはるかに厳密に規定しています。カール大帝の文書の外観では、このことが明確に浮かび上がっています。形式は堅固になり、あまり大きく変化せず、標準化が行なわれました。特徴的なことに、この規範の形成は、貨幣制度や書物におけるカール大帝の類似の取り組みと並行して行なわれました。カロリング小文字の形成を思い浮かべて下さい。規範化はルートヴィヒ敬虔帝のもとで頂点に達しました。彼の文書局は、おそらくカロリング期の文書局発展の頂点をなしており、その外観、書式、言語、そして書体の面で、文書は高度に標準化されており、同時に、意図的な微妙な区別が広範に行なわれました。様々な内容に応じて様々な形式が存在しましたが、これは単なる形式的な必要ではなく、固有の意味を担っていたのです。ルートヴィヒ敬虔帝のもとで、扇状に展開した文書システムが完全な形で表わされています。ビザンツのモデルに倣って赤い字で書かれたレギムス(余は読んだ)下署と、金あるいは鉛の印璽をもつ最も盛式性の高い文書から始まって、モノグランマ、認証、そして鉛の印璽をもつ盛式な文書を経て、モノグランマ、認証、そして蠟の印璽をもつ普通のプラエケプトゥム、認証と蠟の印璽のみをもちモノグランマのない普通のプラエケプトゥム、印璽が付され認証が行なわれているマンダートゥム、そして文書としての外観をまったく備えていない書物用書体で記されたマンダートゥムにいたるまで、このスペクトルは広がっています。この豊かで同時に細かく分けられた多様な広がり、まったく同じように整えられた書式

集に対応しています。これもまた細かく分けられ、的確に彫琢されたものでした。ルートヴィヒ敬虔帝のもとではこの規則は非常に厳密でしたので、おそらく皇帝自身によってペンが入れられたモノグラマでさえも、それが認証部に予告されていない場合には、文書の型に適合しないという理由で、削り取られることがあったほどです。ここではその例として、コルヴァイ修道院に出されたルートヴィヒ敬虔帝の証書（Lichtbildarchiv* 8543）が挙げられます。この証書では、文書局員ヒルミンマリスが、はっきりと分かるように削除を行ない、それから、削除された箇所の上に、自分自身の下署を明らかになぞっています。

ルートヴィヒ敬虔帝のもとで成立したこの非常に印象深いシステムは、彼の子どもたちのもとではその厳密さが維持されることはありませんでした。ロータル1世、ロータル2世、アキテーヌのピピン1世、ピピン2世たちは、自分たちの文書局の中でこの規範を遵守しましたが、ルートヴィヒ・ドイツ人王とシャルル禿頭王の時にはこの規範は力を失いました。確かに母型は守られ続けてはいたのですが、それをどのように書いてゆくかについては、再び自由に、そしてある程度恣意的にさえなったのです。このことはすでに以下のことから明瞭です。というのは、出発点はまったく異なっていたにもかかわらず、並行的な現象が生じたからです。ルートヴィヒ・ドイツ人王は、兄たちがすでにそうしていたように、ルートヴィヒ敬虔帝の文書局から専門スタッフを受け入れました。兄たちの場合とは異なり、ルートヴィヒ敬虔帝のスタンダードは守られませんでしたし、状況は、当初は皇帝による「発足時の援助」なしに形成されたシャルル禿頭王の文書局でも同じでした。とはいえ後になると、ルートヴィヒ・ドイツ人王の文書局の中で、新しい規範を作るための二つの試みが一度に行なわれました。そして第二の試みは、文書局長ヘバルハルドゥスの名前と結び付いているのですが、後にも影響を及ぼし続けました。この、おそらくはヘバルハルドゥスだけではなく、彼の前任者のハデベルトゥスにまで遡る、しかしヘバルハルドゥスによつて的確に一層の発展を見た新しい文書像は、母型をすっかり変えてしまい、その結果として、東フランクの新しいモデルが成立したのです。このモデルが、後の東フランクの君主文書ならびにオットー朝の君主文書に影響を与えました。これに対して西フランクとイタリアの文書のあり方は、ルートヴィヒ敬虔帝の規範の漸進的な崩壊と侵食によって特徴付けられており、これについてはイタリアの文書のあり方のより一層の研究が必要でしょう。この点に関してはヴォルフガング・フシュナー **Wolfgang HUSCHNER** の新しい作品が予告されましたが、私が先回りしない方がよいと思います。ヘバルハルドゥスによるモデルがあったにもかかわらず、東フランク王国では、ルートヴィヒ・ドイツ人王の新しい規範もまたそのままではありませんでした。そのうえルートヴィヒ・ドイツ人王のもとでは、一定の文書形式が一定の分王国に割り当てられていました。これによって、文書像が枝分かれするように展開し異なっていることが、同時代の人々にはまったく普通のことであったということが明らかになります。崩壊や侵食は、東フランクにおけるカロリング朝後期の文書のあり方の中でも確認されてはおりません。カロリング朝後期にあつては、分王国ごとのそのような細分化はもはやはっきりとは確認されないのです。

特定の文書形式が特定の分王国に帰されることが、すでに文書局そして君主の周辺によって意識的に利用された様々な外観の展開を反映するものであるのなら、カロリング朝後期には、そこから地域化が明らかになってまいります。780年代以降のカール大帝、およびルートヴィヒ敬虔帝のもとでのカロリング君主文書の最盛期には、君主文書に地域的な特徴はほとんどありませんでした。規範の崩壊と母型にある隙が、ルートヴィヒ敬虔帝の後継者たちのもとで地域的な影響力が及ぼされるためのより広い余地を再び与えたのです。そしてこの影響力は、受給者による文書の作成と、臨時雇いの書記が多く登場することの中に明瞭に見て取れます。もちろんルートヴィヒ敬虔帝の時代にもそのような者たちはおりましたが、明らかに彼らは規範を満たすように一層の努力をしてい

ました。しかし、カロリング朝後期の受給者による文書の作成や臨時雇いの書記たちは、これに頓着することなく、彼ら自身の地理的世界ならびに彼ら自身の慣習を、君主の名のもとに彼らが作成した証書の中に持ち込んだのです。私はここで、アルノルフの文書の例だけを挙げたいと思います。

『アルノルフ証書集』(Monumenta Germaniae Historica, Diplomata regum Germaniae ex stripe Karolinorum, t. III, Arnolfi diplomata, Berlin 1940) の第35番証書(Lichtbildarchiv* 2680)では、左側のマージンに急な切り込みがあり、テキストが書かれている部分とマージンまでの間隔が狭いのですが、テキストが書かれている部分はマージンに沿って曲がりながら後退していて、この点でもこれは君主文書というよりはイタリア型の私文書を想起させます。レイアウトと同じことは書体についても言えます。

ここでは概略しか述べませんでした。こうした外観の研究の結果から、いくつかの問題が提起されます。すでにハーゲン・ケラーが強調したように、君主文書の形式化の背景には少なくとも、一定程度の君主の関与があるのではないのでしょうか。文書像の変化は君主の意図に基づくのだという解釈を支える、書体の歴史、立法、そして文化史における並行的な展開が、カール大帝の時代には存在しました。文書像を規範に基づいて新たに編成することは、君主の意図の発露でありました。ルートヴィヒ敬虔帝についてこのことは、歴史叙述の点でも証明されています。ルートヴィヒ・ドイツ人王の場合は、二つの規範化の局面が、特徴的なことに、シャルル禿頭王との対立の頂点の時期と一致しており、それゆえに、同時にこれには政治的・イデオロギー的な背景もあった可能性があります。しかし、文書の総数と文書局の総数から考えますと、意識的な行動として理解されるべきそのような変化は、まず間違いなく普通に起こることではありませんでした。カロリング朝後期の文書を観察すると、首尾一貫した文書像を求めての集中的な努力が不断に行なわれたのではなく、程度の差はあるものの拘束力をもった母型との緩やかな関わりが常態であったことが明らかになります。とりわけハーゲン・ケラーの新しい研究は、ルートヴィヒ・ドイツ人王のもとで行われた編成の政治的な次元を、優れた洞察力をもって示しました。この研究はそれまで、そこにある枠組みを埋めることでよしとする、刺激の欠如を軽視していたために、細部まで磨き上げることにに対する敬意の欠如へとつながる無関心には気付かなかったのです。しかしながら私の研究によれば、このことにいささかの疑いもありえません。そうです。その上それは普通のことであって、特別なこととしては現われないのです。しかし私たちが無関心から出発すれば、意図的なしるしとしての文書のすべてのメルクマールの解釈は不可能になります。どのようにしたらこれらの考察が、論理の通った理解のためのモデルにまとめられるのでしょうか。これら様々な現象をまとめるイメージは、文書への関心の様々な高まりを想定することです。関心が高まった時期には、文書は意識的に政治的な意図をもって用いられ、形を変えられました。文書に対する関心が弱まった時期には、文書は当然ながら不可欠な法的手段、そして支配の表象としてさらに使われ続けましたが、もはや基本的な刺激を受けることはありませんでした。実践の場では、文書に対する関心の高まりが弱まった時には、規範へと向かう意志は弱まるか、あるいはまったく起こりませんでした。その結果、規範は崩壊したのです。かつて拘束力をもっていた文書像を用いてある種の指針となる文書像ができ、拘束力のある規範よりは母型が存続しました。これは様々な要求に適合しましたが、そのことでじきに別の伝統と競合するようになりました。かつてはコミュニケーション手段としての君主文書に対する関心が、文書を地域的な拘束から解き放ち、これを明らかな簡潔さをもつ、地域を超越した帝国全土という統一的な象徴にしていたのだとしても、この無関心は後退、すなわち地域的な伝統が再び広がることへとつながりました。いま一つの研究結果をさらに付け加える必要があります。それは、文書実践に関する私の研究に基づいています。君主が高い関心を持っていた時期が、文書の認証に多くの労力を費やしていた時期と重なっているのは決して偶然ではありませんでした。ノ

ティティアという形で、たいした形式性もなく、単に行なわれたことが獣皮紙の断片に記された場合、文書の認証のための労力はわずかなものです。文書の認証のために多くの労力が払われたものの典型として私が見ているのは、段階的な成立過程と作成過程を踏んで作られたカロリング盛期の君主証書です。皇帝の面前に文書作成依頼者が訪れた後で下書きが作られ、文書作成のための命令が文書局に伝えられます。証書が浄書されると、書記や認証者によって訂正を受け、検査されます。証書はモノグラムを完成してもらうために君主の前におかれ、それが行なわれると、文書局長自身の手で認証が行なわれます。認証の際には、しばしばこの過程に関する情報がティロ式速記号を用いて記録されました。最後に証書には印璽が付され、受給者に手渡されました。その際にはもちろん儀礼的動作が伴っていました。受給者は証書を理解し、関係する有力者たちに対してこれを読み上げさせ、証書を持って巡行するか、あるいは現地での象徴的な行為を行なうことで、その内容を実現させました。カール大帝、そして特にルートヴィヒ敬虔帝の時代には、文書の認証のために多くの労力が費やされました。文書形式学から見れば、この労力の目に見える基本的な要素は、認証が自署によって行なわれたということです。文書が高い価値をもっているというのは、規範通りこれを作るために払われた労力の反映だったのです。これに対してカロリング朝後期になりますと、受給者が、全部自分であらかじめ作っていた白紙委任状とさえいべき文書を受け取り、書記が認証も書き、ティロ式速記号は消滅しました。ここではいくつもの段階をもつ過程は平板化し、ほとんどなくなってしまったのです。文書に対する関心の高まりと並んで、認証のための労力の高まりが明らかになっていますが、これは必ずしも並行して起こっていたわけではありませんでした。

さてここで君主文書を離れましょう。オリジナルの君主文書の研究と並んで、私は第二の問題として、カロリング期のグラフィックな世界に関する問題を立てました。コミュニケーション手段という観点から君主文書にとってどのような意味をもっていたのかという問題を立てるためには、発給者の地位に基づいて最初から、そして伝統的に代表的な機能が与えられている史料に限定することはできません。とくに、中世初期の政治コミュニケーションに関する問題を立てる場合にはなおさらです。他の文書と比較して意図的な意味の担い手と見なされるべき君主文書の要素が、はたして受給者側からは意味の担い手であると気付かれかつ認知されたのか、そしてこのことはどのような形で君主文書の性質に影響を及ぼしたのかということを探ることが重要でした。この問題に答えるために、私は、オリジナルで伝来している他の文書全体の中でカロリング期の君主文書を研究したのです。まず、「通常の」文書を背景にして、その上に、聖俗の有力者たちの史料のメディアとしての独自性が確認されます。君主文書のオリジナルが少なくともエディションを通じて広く知られてはいたものの、その他のオリジナルの世界は、まさに800年までの『カルタエ・ラティーナエ・アンティキオーレス』*Chartae Latinae Antiquiores* という、文書の写真版と解説が記載されたシリーズのおかげで概観することができました。今日まで伝来しているオリジナルのリストはある程度しかありませんし、便覧にもわずかししか載せられていません。そのため、カタルーニャからフランケン、そしてサレルノからニーダーラインまでの伝来している必要な文書を集めるのに、多くの作業をしなければなりません。

さて、カロリング期のグラフィックな世界に関する研究はどのような結果をもたらしたのでしょうか。君主文書というモデルと並んで、驚異的と言えるほどコンスタントに発給され続けた教皇文書というモデルがあります。これは、その独特の書くための素材すなわち伝統的なパピルス、新ローマ期草書体から派生したクーリアーレと呼ばれる書体、文字以外の要素を大幅に排除していることなどから、極めて独自の閉じられた世界を作っていました。伝来状況は断片的ではありますが、教皇権がどんなに問題を抱えていたとしても、教皇文書の規範は、君主文書の規範と比較してはるかに強固で安定していたことが証明されましたし、その形態ははるかに伝統にしばられ、また確かに

伝統を意識したものであり続けました。ハンス・ヘニング・コルテューム Hans-Hening KORTÜM が指摘したように、文書作成の際にまさに受給者による重要な関与が認められるなら、教皇文書のグラフィックな安定性はなおさら印象深いものになります。同時代の君主文書と比較して、様式化の度合いにおいて実際に軽微な揺れがありはするものの、教皇文書はその外観においては著しい形式上の安定を示しています。そしてこの安定の度合いは、言葉を研究した結果とも完全に一致しています。慣用句についてこのことを強調したゼバスティアン・ショルツ Sebastian SCHOLZ がそうであったように、伝統的な形式への意識的な拘りや固執の中に、教皇の自己理解という明確な中心思想に永続性と永遠の存在を付与しようという試みを見ることができます。カロリング期のグラフィックな世界では、教皇文書はしかしながら程度の差はあるもののグラフィックの面では孤立していました。君主文書の場合とは異なり、特徴的な要素の借用はまったくと言っていいほど見られることがありません。教皇文書の要素が唯一大量に存在しているのを確認することができるのは、ラヴェンナ大司教座についてです。周知のとおり、ラヴェンナ大司教の書記たちの書体は、古代後期にまで遡るこの文書局の長い伝統の中にもありました。ローマとラヴェンナのみが、書くための素材としてのパピルスに長い間固執していました。9世紀になると、この書体は確かに様々な変更をこうむりますが、その特徴は保たれています。ラヴェンナにとって、教皇庁の要素を取り入れること、あるいはこれを並行して用いることは、古くからの伝統と同様に時折起るローマとの競合によって引き起こされたのかもしれない。

カロリング期の私文書は、君主文書や教皇文書と比較にならないほど多様な形をとっていました。これは、その本質において、4世紀ないし5世紀の西ローマ帝国の文書の伝統にまでさかのぼります。民族移動期に、そして帝国の解体後に、ローマに支配されていた領域の地域ごとに異なる運命に規定されて、固有の文書を作成するいくつかの地域が形成されました。伝来しているものがないために、徐々に展開したこれら様々な性質を跡付けることはほとんどできません。私文書に関しては、それが扱われていたアルプス以北のすべての地域には、拘束力のある母型はありませんでした。その代わりに、様々なモデルが確認されます。ここですべてに共通しているのは、君主文書や教皇文書と私文書との非常な隔たりです。せいぜい個別の要素が取り入れられはしましたが、母型全体が取り入れられることは決してありませんでした。カロリング帝国の文書のあり方は、地域的な伝統と形式によって規定されていました。その地域的な伝統の中に、私文書の様々なタイプには、文書を、より高い盛式性をもって、より立派に作るための多くの選択肢がありました。例えば、スペースを大きく使うこと、行間をより広くすること、下署や書記による書き込み、そして日付と同じように1行目を目立つ書体にする、カリグラフィ的に凝った本文の書体、特にグラフィックな記号、さらに君主文書からの個別の借用などがこれに属します。これらすべては上昇という意図をもって用いられました。地域を比較すると、認証のための労力に関して明らかな違いが現われます。かなりの地域、例えば東フランク王国では、単純な書体ですでに十分でしたが、例えばカタルーニアやイタリアでは、公証人自らが書くことあるいは彼の自署による下署が必要でした。聖俗の有力者たちの文書を見ると、その時の地域のその他の私文書から際立ったところはほとんどありません。関心の高まりがどのようなものであったとしてもすぐに見分けることのできる「団体としてのアイデンティティー」corporate identity をもち、カロリング期を越えてこれを保持した教皇文書や君主証書とは異なり、司教文書、伯文書、修道院長文書あるいは侯文書の確固としたタイプは形成されませんでした。カロリング期の聖俗有力者の文書の大部分は、様式化のためのいかなる固有の規範も示しておらず、文書作成のためにはその周辺で一般的であった手段を用いたのです。ベネヴェント侯たちだけが、明らかに意図的に、独特の確固とした文書像の様式化を行ないました。特徴的なことに、ベネヴェントにおけるこの形式を確固としたものにしようとする過程は、政治的な

立への志向とつながりをもっていました。文書のグラフィックな世界は、中世初期の「まず第一に狭い地域の秩序」を反映しています。然るべき措置を講じて、文書という形式で特別のメッセージを伝達することは通常行なわれることはなく、地域的に多様な伝統に順応し、必要とあれば盛式性を上昇させることで行為の意味あるいは行為自体を明らかにしたのです。盛式性の上昇のためには、場合によっては、その地域にあるものをこえて広域的なタイプがもつ個々の要素へも手が伸ばされました。君主文書ならびに教皇文書に備えられているいかなるメルクマールも、絶対的な排他性をもっていませんでした。普通はそれこそ君主文書は、模倣して受け入れるための出発点でした。その際に普通は君主文書の特定の要素が回避され、個別にということはあっても全体が取り入れられることはなかったこと、すなわち一定の留保が払われたことは、同時代人に意識された皇帝や王たちの文書像の表象性に対する示唆であるかもしれません。教皇文書がラヴェンナや南イタリアのこれに似た地域でのみモデルとして利用されていたということは、教皇権の権威に対するフランク教会の態度について、確かに変化はするものの、非常に長い間どちらかと言えば距離を取っていたと言ふべき、ヴィルフリート・ハルトマン Wilfried HARTMANN によって歴史叙述や教会法の史料に基づいて出された研究結果に対応しています。

これらをもとにして今一度、文書と政治コミュニケーションに関する問題を立ててみますと、現在の研究像は修正されなければなりません。ハーゲン・ケラーは、文字によるコミュニケーションから視覚によるコミュニケーションへの移動が起こっていると認識しました。これが仮に実際そうであったのなら、文書の外観は君主たちのより強い関心事であったに違いないのですが、研究結果はここではまったく違う方向を指しています。変化というよりはむしろ、形に対する無関心が明らかかなのです。とりわけカロリング朝後期に確認されるこの無関心は、全体史的な考察によって十分に説明することができます。ティモシー・ロイター Timothy REUTER は、ユルゲン・ハーバーマス Jürgen HABERMAS に関して以下のように述べました。国家という構築物がその権限領域を縮小させるなら、正当性はわずかで間に合うが、正当性の危機に陥ることはない。カール大帝とルートヴィヒ敬虔帝は帝国を造り上げ、普遍的な君主文書を創造しました。彼らは明らかに、この支配とコミュニケーションの道具を非常に重要視しました。彼らの相続人たちは、この安定した機能的な道具を使いこなしました。彼らにはこれで十分で、いくつかの要素を保持しましたが、それをさらに発展させる機会ほとんどありませんでした。新しい刺激があって初めて、組織的な新しい様式化が起こりました。これは、まさにルートヴィヒ・ドイツ人王の時代に確認されたとおりです。カロリング朝後期は、権限の後退によって特徴付けられ、支配領域は狭まり、またもやずっと動き回るようになった君主たちのいる明らかに縮小した王国の中でのコンタクトは、人と人との出会いによって支えられていました。磨き上げられた文書システムは、興味を惹くものでは明らかになくなったように思われます。これに対して教皇権は、9世紀に非常な危機に陥ったにもかかわらず、その権限を縮小することはまったくなく、団体としての高い水準のアイデンティティーを常に維持していたのです。

まとめますと、特権付与は、単に法的に有効な証明手段を作成するための過程であることが明らかになっただけではありません。文書作成依頼が文書の中で大きく強調されていることは、人的な絆と関係に依拠している政治システムの中で行なわれている、階層的なコミュニケーションの本質的なメルクマールなのです。文書はすでにカロリング朝初期から、その有効性に寄与する、マルチメディア的なそして多層にわたるコンテキストの中に埋め込まれていました。カール大帝のもとでは、文書作成を書簡によって依頼するということがまったくの例外でした。文書と文書局がその頂点に達したカール大帝とルートヴィヒ敬虔帝の時代にあつてさえ、個人的なコンタクトが普通のことであり、文書は君主と依頼者との個人的な出会いの中の一つの要素だったのです。カロリング諸

王にとって特徴的なことは、特権付与の実務が基本的に受給者側の行動を受けて行なわれたのだということです。特権状は私文書と同様、ある社会的なコミュニケーション過程の一部でありました。そしてこの過程においては様々なメディアが活用され、文字、言葉、象徴、そして儀礼的な要素が絡み合い、一つになって法的安定性を作り出したのです。それぞれの文書の背後には、儀礼的な行為、公表の形式、効果的な社会ネットワーク、そしてこれを社会に流すための方法が存在していました。この下部構造を維持し、現実のものとし、あるいは新しく作り出すために、認証が不可欠だったのです。オリジナルの文書は、この中世初期におけるコミュニケーション過程の直接の証拠です。888年に発給され、司祭アッダナギルドゥスによって書かれた、トナ（スペイン、カタルーニャ地方）にあるサント・アンドレウ教会の奉献文書には数多くの自署による下署があるのですが、書記が書いた行の後で、ネウマという音譜が付された次のような交誦で締めくくられています。「聖人たちよ、あなた方の住まいから蘇り、この地を聖なるものとし、民を祝福し、罪人である私たちが平安のうちにお守り下さい」 *Surgite, sancti, de abitationibus vestris, loca sanctificate, et plebem benedicite, et nos homines in pace custodite*。この交誦は同じような形で、『ポンティフィカーレ・ローマーノ・ゲルマーニクム』 *Pontificale Romano-Germanicum* と呼ばれる司教定式書の「教会を祝福するための祭式書」 *Ordo ad benedicendam ecclesiam* の中にあるのですが、このことから、これが教会奉献の不可欠な構成要素であったと思われます。かなりの数の文書の場合とは異なり、これは後代に付け加えられたものではありません。この文書のインクの色は比較的褪せているのですが、それでも、書記の名前と司祭のモノグランマを除けば、書記が書いた行は、ほっそりとして、オーバーレンゲ *Oberlänge*（アセンダー：dやbなどの文字の上に伸びた部分）を引き伸ばした書体で書かれており、これがこの交誦と同じ書体であることを認めるのは難しいことではなく、交誦もおそらくアッダナギルドゥスの手によるものでしょう。こうして、文書形式学的な研究は、中世初期のコミュニケーションの直接の証拠を研究し解釈することによって、今まで限定的にしか用いられてこなかった巨大な史料群を普遍的な研究が使えるようにし、文書の文化史によって、歴史学の現在の議論にとって一つの重要な寄与をしているのです。

（括弧内は訳者による）

* *Lichtbildarchiv (LBA)* :マールブルク大学におかれている研究所 (*Forschungsinstitut Lichtbildarchiv älterer Originalurkunden bis 1250*)。ここで、1250年までのオリジナル文書のうち16000点がデジタル化され、インターネット上で公開されている。文書には一連番号が与えられており、これによって必要な文書を検索、閲覧することができる。デジタル画像検索のための *Web* ページは以下のとおり。
<http://lba.hist.uni-marburg.de/lba/pages/>